

【運送約款】

本運送約款（以下「本約款」といいます。）は、United Parcel Service（以下「UPS」といいます。）がエンベロップ、ドキュメントおよび小口貨物（以下「運送品」といいます。）を運送する際の基本的条件を記載したものです。本約款に加えて、荷送人が指定した特定のサービスに関連する、現行のUPSのサービスおよび料金ガイド（以下「サービス・料金ガイド」といいます。）またはUPSのウェブサイト（www.UPS.com）に記載された詳細なサービス条件が補足的に適用されます。「サービス・料金ガイド」およびUPSのウェブサイトは、UPSのサービスの詳細な条件が記載された重要なものですので、必ずお読みください。「サービス・料金ガイド」およびUPSのウェブサイトに記載された条件は、UPSと荷送人間の契約内容の一部を構成するものとします。

航空運送における最終目的地または経由地が発地国外にある場合には、ワルソー条約が適用される場合があります。1929年10月12日にポーランドのワルソーで調印された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」およびその改正によって定められた責任に関する規則は、国際航空運送が当該規則の適用を受ける限りにおいて、いかなる運送品の国際運送にも適用されます。運送品の引渡時において経由地が合意されていない場合、UPSは、UPSが適当と認める方法により運送の経路を決める権限を有します。ただし、国際陸路運送については、1956年5月19日にジュネーブで調印された「陸路による貨物の国際運送のための契約に関する条約」およびその改正（以下「CMR条約」といいます。）の規定が適用される場合もあります。

UPSに対し運送品が引き渡された国がどの国であるかによって、荷送人が契約を締結する相手方である「UPS」が意味する具体的な会社が特定されます。その会社は、前項で規定した諸条約において物品の（第1）運送人となるものとします。

UPSのトラックが、郵便物と郵便物の配達を兼ねて、郵便物の配達に到着する。

UPSは、サービスを履行するために、下請業者を利用することができ、自己のためまたはその従業員、代理人もしくは下請業者を代理して契約を締結することができます。下請業者等についても本約款の規定が適用されます。「運送状」とは、1通のUPSの運送状/コンサインメント・ノートもしくは集荷記録上の日付、住所、サービスレベルと同一のものが記載された記録を意味するものとします。1通の運送状でカバーされるすべての貨物は、1口の運送品とみなされます。運送品は、UPSが適当とみなす経由地を中継して運送することができます。

特約がない限り、UPSによって提供されるサービスは、運送品の集荷、運送、通関業務（適用ある場合）および配達に限定されます。荷送人は、運送品が運送のために他の荷送人の運送品と混載されること、およびUPSはすべての取扱センターにおいて個々の運送品の出入庫を監視するものではないことを承認するものとします。

以下の条項は、UPSが提供するサービスの範囲を限定し、規定する種々の制限および条件を記載したものです。

サービスの制限および条件

UPSは、次の(i）ないし(iv)の制約に合致しない貨物については、運送サービスを提供しません。

(i）貨物は、その重さが70キログラム（または150ポンド）、長さが270センチメートル（または108インチ）もしくは最長辺と胴回りの合計が330センチメートル（または130インチ）を超えてはならないものとします。(ii）いかなる貨物も、その価値が現地通貨換算で5万米国ドル相当を超えないものとします。さらに、1つの貨物に含まれる宝石（模造装身具を除く。）の価格は、現地通貨換算で、500米国ドル相当を超えてはならないものとします。(iii）貨物には、UPSウェブサイト（www.ups.com）に掲載された禁止物品および危険物が含まれてはならないものとします。この禁止物品には、通常でない価値を有する物品（芸術作品、骨董品、貴石、切手、不代替物、金、銀等を含みます。）、通貨、流通証券（小切手、引換証、社債、預金通帳、株券その他の有価証券など）を含みますが、これらに限定されません。危険物についてのさらなる情報については、UPSの「サービス・料金ガイド」を参照してください。(iv）UPSは、通常は、生き物を含む貨物は運送いたしません。UPSが生き物を運送するのは例外的な場合だけです。生き物を含む貨物の運送は限定的で、事前調整が必要で、かつ他のすべての貨物と同様にUPSの「サービス・料金ガイド」に記載された条件に従ってのみ運送されるものとします。

荷送人は、運送状に記入された明細の正確性および完全性について責任を負うものとします。また、すべての貨物に、荷送人および荷受人の正しい詳細な連絡先が記載され、また、適切な運送が行われ、「サービス・料金ガイド」および適用ある法律の要請に合致するように、適切に梱包され、マークされ、ラベルを貼付し、その内容物が記載され分類され、かつ必要な資料が添付されるようにする責任を負うものとします。

運送の拒絶および停止

(i）貨物が上記の制限または条件に合致しないことが判明した場合には、UPSは該当する貨物（またはその一部の運送品）の運送を拒絶し、または既に運送中である場合には、その運送を停止して貨物を保管することができるものとします。(ii）UPSは、次のいずれかの場合にも、運送を停止することができるものとします。　3度試みても引渡しができなかった場合、"荷受人が受取を拒否した場合、　住所が不正確なために、正確な住所を把握するために合理的な手段を講じてもなお引渡ししが不能な場合、　正確な住所が、貨物または運送状に記載された国以外の国に所在することが判明した場合、　引渡しの際、荷受人が支払うべき料金を荷受人から徴収できなかった場合。(iii）UPSが貨物または運送品の運送を停止することができる場合においては、UPSはその裁量により、貨物等を荷送人に返送することができるものとします。

荷送人は、UPSが負担した合理的な費用（保管費用を含む。）並びに貨物が上記「運送の拒絶および停止」の条項に記載した制限または条件のいずれかを満たさなかったために、または当該条項に従いUPSが運送の拒絶または停止もしくは貨物または運送品の返送をしたためにUPSが被った損害、公租公課、関税、およびUPSに対する一切の請求について責任を負うものとします。貨物または運送品の返還の場合には、荷送人は、UPSの一般的な商業用の料率で計算された返送のための運送費をUPSに対し支払うものとします。

UPSは、上記「サービスの制限および条件」の条項に記載した制限または条件に反する貨物をUPSが運送したことによって生じた荷送人のいかなる損害についても、責任を負いません。また、上記条件に従ってUPSが運送を停止した場合、荷送人は、既に支払済みの運送料の返還を求める権利を有しないものとします。

UPSは、運送のために引き渡された貨物を、随時開梱し、検査する権利（ただし義務ではありません。）を有するものとします。

通関

荷送人は通関のために必要な書類を提供しなければなりません。荷送人は、必要な書類の提供により、輸出と輸入に関する記述と情報が真実かつ正確であることを保証したものとします。さらに荷送人は、虚偽または詐欺的な記述を行った場合は没収や競売などの民事罰および刑事罰が課される場合があることを了解するものとします。運送品が運送人に提供された時点で、必要な場合には通関を行う代理人として運送人が任命されたものとします。運送人は、通関手続を行う通関業者を指定するために、名目上の荷受人として指定されます。

税関による措置、または荷送人や荷受人が適切な書類を提供しなかったり、必要な認可や許可を取得しなかったりしたことの結果として生じた税関の罰金、保管料その他の費用は、該当する関税・税金とともに、荷受人に請求されます。ただし、荷受人が支払いを行わなかった場合には、荷送人がその責任を負うものとします。該当する場合は、運送人は通常の通関手続に関する代行サービスを追加料金なしで提供します。「サービス・料金ガイド」に列挙されている複雑な通関手続きについては、追加料金が適用される場合があります。

支払い

運送その他のサービスの料金は、「サービス・料金ガイド」に記載されています。すべての料金は、発送前に支払済みでない限り、請求書の受領から7日以内、または荷送人がUPSと書面で合意した期限までに支払われなければなりません。支払いとの関係では、請求書はその日付から3営業日後に受領されたものとみなされます。ただし、これと異なる証明がなされた場合は除きます。

荷受人が請求先である場合において当該荷受人が、第三者が請求先である場合においては当該第三者が、支払期限までに運送費その他の料金を支払わなかった場合には、請求を受け次第、荷送人が一切の運送費その他の料金を支払うものとします。UPSが荷送人、荷受人その他の者に代わって税金、関税その他の公租公課を支払った場合において、UPSが関連する当事者に支払いの要求をしたにもかかわらず支払いを受けられなかった場合には、当該費用は、荷送人が、要求を受け次第支払わなければならないものとします。

UPSに支払われるべき未払いの金額には、判決の前後を問わず、支払期日からUPSが支払いを受けるに至るまで、請求書に規定された割合の利息が発生するものとします。

アカウント・ナンバーの不存在／無効または拒絶手数料

アカウント・ナンバーが存在しない場合、請求先のアカウント・ナンバーとして正確ではなかった場合、もしくは荷受人または第三者のアカウント・ナンバーであっても、当該荷受人または第三者が運送費の支払いをしなかった場合には、運送品に適用される出荷時に有効なUPSの「サービス・料金ガイド」に記載された処理料が、不存在または無効なアカウント・ナンバーの手数料として課金されます。荷受人または第三者が支払いを怠った場合には、荷送人に対し、運送料に加えて拒絶手数料が請求されます。

サービスの中断

UPSの支配を超える事情により、UPSが、荷送人の貨物の運送の開始または継続ができなかった場合には、荷送人は、UPSが荷送人との契約に違反していると主張することはできないものとします。ただし、UPSは、運送の開始または継続のために、当該事情の下で合理的に実行可能なあらゆる手段を講じるものとします。

UPSは、UPSの支配を超える事情を原因とするいかなるサービスの中断についても責任を負わないものとします。UPSの支配を超える事情には、運送品の配達を受け取るべき者の不在または受取拒否、天災、現実の権限または権限がある外観を有する公的機関の行為、税関または類似の機関の作為または不作為、政府によって課せられた安全規制の適用、テロ行為、その他仕向地の事情、暴動、ストライキその他の労働争議、市民の暴動、空路または陸路の運送網の混乱、異常気象、自然災害が含まれますが、これらに限られません。

UPS ギャランティ・サービス

UPSの特定のサービスおよび仕向地への運送品のスケジュールどおりの配達は、「サービス・料金ガイド」に記載されている通り、返金保証によって支えられています。UPS「ギャランティ・サービスの詳細」（その適用範囲、制限、関連するサービスおよび仕向地での最終配達・集荷時間を含みます。）は、運送のために商品が受領された時点のUPSウェブサイト（www.ups.com）上に明示された内容を基準とし、また、荷送人の国のUPS コール・センターに連絡することで確認できます。「ギャランティ・サービス」が適用され、かつ「サービス・料金ガイド」に規定された「ギャランティ・サービス」のための条件が充たされた場合において、UPSが所定の期間内に配達する試みを怠った場合、UPSは、請求があり次第、UPSの選択で運送費（または複数の貨物運送のうちいくつかの貨物だけが所定の制限時間に遅延した場合には、かかる貨物に関する運送費の割合部分）から、追加費用、付加価値税、関税および税金ならびに課徴金を差し引いた残額を、荷送人（または運送費を支払った他の者）へ返金または貸方勘定に計上するものとします。ただし、「サービス・料金ガイド」に規定された条件が充たされた場合に限ります。

「ギャランティ・サービス」は、以下の場合には適用がありません。すなわち、配達遅延が「サービスの制限および条件」の条項の規制または条件に対する違反から生じた場合、および「サービスの拒絶および停止」条項または「サービスの中断」条項のいずれかが適用される場合であってUPSが本約款に従い留置権を実行したことによって生じた場合です。疑義を避けるために付言すると、「ギャランティ・サービス」の下でのUPSの責任は上記に制限され、「ギャランティ・サービス」は、運送品が特定の時刻に到着することの引受または表明を別途構成するものではありません。

お支払い方法

請求される料金には、運送費、並びに適用される場合には関税・税金（これらに限定されるものではありません。）が含まれるものとします。これらの料金は、発地国または仕向国で特に制限されていないかぎり、次のいずれかの支払方法が可能です。

運送費の請求先について

(a）荷送人 - 荷送人が運送費全額を支払います。(b）荷受人 - 荷受人が運送費全額を支払います。(c）第三者 - 指定された第三者が運送費全額を支払います。この方法の場合、当該第三者がUPSにアカウント・ナンバーを有していることを条件とします。荷送人は、UPSの運送状の該当箇所に、当該第三者の氏名、アカウント・ナンバー、および所在国を記載する必要があります。

関税・税金の請求先について

(a）荷送人 - 荷送人が関税・税金の全額を支払います。(b）荷受人 - 荷受人が関税・税金の全額を支払います。(c）第三者 - 指定された第三者が関税・税金の全額を支払います。この方法の場合、当該第三者がUPSにアカウント・ナンバーを有していることを条件とします。荷送人は、UPSの運送状の該当箇所に、当該第三者の氏名、アカウント・ナンバー、および所在国を記載する必要があります。

荷送人は、荷受人または運送状で指定された第三者によってUPSに支払われるべき一切の代金の支払いについて、保証するものとします。荷送人が運送費を支払わない運送の場合、荷送人は、出荷に先立ち支払い義務者に通知をするものとし、当該支払方法は、UPSの運送状の所定箇所に明記されるものとします。仕向地または発送地のいかにんによらず国際貨物運送の場合には、UPSはその裁量により、運送費の前払いを請求する権利を留保します。仕向国以外の国で関税・税金が支払われる場合には、関税・税金運送追加料金が適用されます。

UPSのトラック

ワルソー条約またはCMR協定で定められた責任範囲に関する規定が適用される場合、運送人の責任範囲は、当該規定にのみ準拠し、当該規定に従って制限されるものとします。

UPSは明らかな注意不足の行為があった場合またはサービスの質が明らかに劣る場合のみ責任を負うこととし、その損失または損害に対する責任については、本約款に基づいて解釈されます。そして、その責任の範囲は、後述の規定に従い荷送人が予め100米国ドルより高額の価値を申告していない限り、運送品1口につき100米国ドルまでとし、かつ証明された損害に限定されます。

以下の規定に従い、荷送人は、運送品に関して、上記「サービスの制限および条件」条項の第(ii）項に従いUPSが負担する責任の上限または諸条約で規定された責任の上限を上回る責任範囲に変更することができます。そのためには、荷送人は、運送状に高額の商品価値を申告し、「サービス・料金ガイド」に規定する追加費用を支払う必要があります。荷送人が高額の商品価値を申告し追加費用を払った場合には、UPSの責任の限定は、申告された商品価値の上限額となります。当該商品の価値は、いかなる場合にあっても、「サービスの制限および条件」条項の第(ii）項に規定する制限を越えてはならないこととします。UPSは、荷送人のための貨物保険を提供しません。荷送人が貨物保険または総合保険を必要とする場合は、荷送人が第三者と契約してそのような保険を掛けなければなりません。

適用される諸条約がこれと異なる扱いを要求する場合を除き、UPSは、商品の価値が上記の通り申告されていたか否かに拘らず、代替輸送手段に関する費用、逸失利益、営業機会の損失、利用価値の損失に起因する逸失利益、もしくは輸送品または貨物への損失、損害または遅延に起因する逸失利益など、純粋に経済的な損失については、責任を負わないものとします。

引渡

UPSは、運送状に記載された荷受人または荷受人に代わって運送品の引渡しを受ける権利を有する外観を備えた他の者（例えば、荷受人の同居人または隣人）に対し、運送品を引き渡すことができます。UPSは、配達の証拠を得るための手段として電子機器を利用することができます。荷送人は、UPSが、配達の証拠として電子機器からプリントアウトされたコピーに依拠することについて、関連情報が電子形式で取得・保存されているということのみを理由として、異議を唱えないことに同意します。

情報の保護

荷送人は、UPS、および世界中のUPSグループの各会社（UPSに輸送品を預けた国において要請される情報保護と同一レベルの保護を有していない国の会社も含みます。）が、荷送人がUPSに提供した情報を、管理分析・監視、顧客向け資料の購入と供給、アカウント・ナンバーの管理、UPSグループ会社が提供するサービスおよび製品の宣伝に用いることができます。荷送人は、UPSが保有し、UPSが保有する荷送人に関する情報にアクセスし、これを修正し、かつ直接的マーケティングへの使用について異議を述べる権利が法律に基づいて認められる場合があります。

クレーム方法

UPSに対する全てのクレームは、実務的に合理的な限度でできるだけ速やかに、UPSに対して書面で通知するものとします。ただし、損害（運送品の部分的滅失も含みます。）に関するクレームについてはいかなる場合にあっても配達後14日以内、遅延に関するクレームについてはいかなる場合にあっても配達後21日以内に通知するものとします。これに加えて、商品の配達があった場合には配達後6か月以内、配達がなされなかった場合には配達予定日から6か月以内に、法的手続きを提起し、かつそれに関する書面による通知がUPSに対して送付されない限り、UPSは、運送品に関していかなる責任も負わないこととします。ただし、この規定は、適用される諸条約の規定その他の国内強行法規により、荷送人が有する権利に影響を与るものではありません。

完全なる合意

全ての運送品には、UPSの「サービス・料金ガイド」およびUPSウェブサイト（www.ups.com）に規定された条項が適用されます。UPSの「サービス・料金ガイド」、および「サービス・料金ガイド」の一部を構成する有効なUPSのサービス・ガイドおよびwww.ups.com上のUPSのサービスに関する記載、ならびに各運送品に関するUPSの基本資料は、当事者間の既存のまたは将来の書面による合意によって修正されない限り、全体として当事者間の完全・唯一の合意を構成するものとし、いかなる口頭による合意によっても変更または修正されることはないものとします。

可分性

本約款中の一部が執行不能とされた場合であっても、他の規定の効力に何ら影響を与えないものとします。

準拠法

本約款、および本約款を条件とする契約は、いかなる点についても、輸送のため運送品をUPSに引渡した国の法律に準拠して解釈されるものとします。